

1 目的

こども未来基金・赤い羽根共同募金・社協会費を活用し、次の各号に掲げる取組を行うこどもの居場所等に開設・運営経費の一部を財政面から援助することにより、住民参加による福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とします。

- (1) 様々な事情による欠食、孤食又は学習が十分にできない状況等にあるこどもに食事や交流の場を提供する取組
- (2) 地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対して食料品等を配布する取組を通じて、食を入口とした地域とのつながりづくりを行う取組

2 対象実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 対象となる団体

助成金交付の対象となる団体は、次のとおりとします。ただし、助成金の交付を受けたにもかかわらず、報告書未提出の団体は除くものとします。

- (1) 主に所沢市内で活動する団体
- (2) 自立的、持続的に活動できる見込みがある団体
- (3) こどもの居場所ネットワーク所沢に加入している団体
- (4) ボランティアグループ・市民活動団体情報登録実施要綱に規定する登録団体
- (5) 所沢市内において無償で活動をする宗教又は政治を目的としない団体
- (6) 反社会的活動に関係していない団体

4 対象となる活動と助成上限額

助成金交付の対象となる活動等は、月 1 回以上実施することを原則とし、次のとおりとします。なお、同一団体が当該年度中の同日に活動をする場合、1 つの活動あたり 2 時間以上実施するものとします。

① 食事提供がある場合(こども食堂等)

助成上限額	月額 18,000 円 (1 回あたり 4,500 円) 月 4 回までを対象 参加者 1 人あたり食糧費は 300 円以内とする
内容	こども (原則 18 歳未満) に無料または低額で食事の提供を行う
参加費	参加者から参加費を徴収する場合は、材料費等の実費相当額まで
安全管理体制	・安全面について適切に配慮している (アレルギー対策、ボランティア保険等への加入、施設使用上の配慮等) ・衛生面について安心して活動できるよう適切に配慮している (食事提供の際、食中毒防止等に注意を払う等) 子ども食堂における衛生管理のポイント (厚労省通知 別添 8 参照)

	https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/chiikifukushi/kodomodanran.files/korotuuti.pdf
--	---

② 食事提供がない場合(学習支援等)

助成上限額	月額 8,000 円 (1 回あたり 2,000 円)月 4 回までを対象とする
内容	こども (原則 18 歳未満) に無料または低額で学習支援その他学習機会の提供を行う
参加費	参加者から参加費を徴収する場合は、教材費等の実費相当額まで
安全管理体制	安全面について適切に配慮している (ボランティア保険等への加入、施設使用上の配慮等)

③ 食料品等配布活動 (フードパントリー) 前年度支援団体に限る。

助成上限額	月 1 回までを対象とし、助成上限額は次のとおりとする (ア)対象世帯数の年度の平均が 15 世帯未満 月額 10,000 円 (イ)対象世帯数の年度の平均が 15 世帯以上 40 世帯未満 月額 20,000 円 (ウ)対象世帯数の年度の平均が 40 世帯以上 月額 30,000 円
内容	参加者に無料または低額で、食料品等の提供を行う
参加費	参加者から参加費を徴収する場合は、食料品の取得費用の額及び市場価格を超えない額とする
対象者	ひとり親家庭等のこどもがいる者 (世帯) のうち、生活保護世帯および市外に在住の者を除き、次のとおりとする (ア)フードパントリーを実施するボランティア団体等が把握する支援を必要とする者 (イ)コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、関係機関が把握する支援を必要とする者 (ウ)その他、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会会長が必要と認める者 ※食料品等配布活動 (フードパントリー) 利用の申請は 1 世帯につき 1 団体とする
安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生面について適切に配慮している (調理の仕方、食料品等の保管方法、手洗いなどのルールづくりや感染症対策、衛生管理上の条件整備等) ・実施団体は、フードパントリー実施にあたり安心して活動できるよう、食料品等の管理や対象世帯への配布の際、食中毒防止等に注意を払うものとする ・参加者に提供する食料品等が消費期限をこえた場合は責任をもって廃棄するものとする

④ 当該活動を実施するための備品の購入 (活動開始時のみ)

助成上限額	食事の提供を行うための準備 100,000 円 食事提供がない場合の準備 30,000 円
その他	備品の購入については「5 対象経費」を参照

5 対象経費

申請書及び報告書における支出項目については、以下の項目を適用してください。

対象経費	該当するもの
食糧費	食料品や飲料品等
印刷製本費	資料等のコピー・印刷代
保険料	ボランティア行事用保険又開催事業かかる保険代等（但し、ボランティア活動保険等の個人の保険は除きます）
消耗品費	割り箸、紙ナフキン、ラップ、洗剤、文房具、配布資料の用紙等
備品購入費	団体設立時のみ対象 購入金額2万円以上、かつ使用可能年数が1年以上のもの 中古品は対象外
謝礼金	講師料、講師交通費（但し、団体スタッフの謝礼を除く）
通信費	切手、はがき等にかかる代金
賃借料	利用会場の使用料 レンタカー代
衛生費	検便等の検査料
パントリー運営費	セカンドハーベストジャパン、埼玉フードパントリーネットワーク協力費等

・燃料費は計上を不可とする（埼玉県社会福祉協議会の助成事業等の併用可）

6 申請の方法

助成金を申請する団体は、申請書(様式第1号)と次の必要書類を添付し提出してください。

- (1) 振込先通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の記載部分)
- (2) 見積書の写し（備品購入の場合のみ）
- (3) 様式第5号（食料品等配布活動のうち、新規利用者がいる場合のみ）

※申請受付は、この事業に係る当該年度予算が無くなり次第終了とします。

7 審査と交付決定

助成の交付の可否を決定後、翌月20日付けの振込みを原則とし、交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとします。なお、審査により助成金額が申請額より変更になる場合があります。

8 実施の報告

助成金の交付を受けた団体は、報告書（様式第3号）に必要事項を記入の上、貼付用紙（様式第4号）に領収書の写しを添付し、活動終了後30日以内に事業の報告を行うものとします。

9 助成金の返還

助成金の交付を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合、速やかに助成金の全部もしくは一部を現金によって本会に返還するものとします。

- (1) 計画した活動を実施しなかった場合
- (2) 次年度以降活動を継続しない場合

10 助成金の繰り越し

助成金の交付を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合、次年度に繰り越し可能とします。なお、繰り越した額は、次年度の本助成金の申請額に充当します。

- (1) 食事提供がある場合で申請後に食事提供がない活動に変更した場合の1回当たり 2,000 円以上の額
- (2) 助成金を使い切らなかった場合の使用しなかった助成額

11 その他

- ・記載事項を訂正するときは、修正テープは使用せず、誤字に二重線を引き、上部又は下部に清書し、訂正箇所に押印してください。
- ・個人情報を適切に管理してください。
- ・参加者に対し、こども・子育て支援に係る相談窓口を周知するよう努め、相談に応じるとともに必要に応じてニーズに対応した関係機関に繋げるよう努めてください。
- ・申請書等は、本会窓口または HP からダウンロードできます。
- ・活動内容が申請内容に対して適切であることとし、相違がみられる場合には速やかに事務局に相談してください。
- ・こども未来基金・赤い羽根共同募金・社協会費を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシ等に記載して、参加者の方々への周知をお願いします。

※記載例：「この活動はこども未来基金、赤い羽根共同募金、社協会費を原資とする所沢市社会福祉協議会の助成金を活用しています」

12 問い合わせ先

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 地域福祉推進課

電話：04-2925-0041 FAX：04-2925-3419

E-mail：0041m@toko-shakyo.or.jp